

令和 7 年度産業財産権人材育成協力事業
評価手順書

令和 7 年 1 月
特 許 庁

本書は、令和 7 年度産業財産権人材育成協力事業の調達に係る評価手順を取り纏めたものである。事業委託先の選定方法、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

1. 事業委託先の選定方法及び得点配分

(1) 事業委託先の選定方法

項目「2. 評価の手続き」における一次評価の基準を全て満たしている者のうち、二次評価における評価点の数値の最も高い者を事業委託先とする。

(2) 評価点

合計 2 6 6 点（基礎点合計：2 3 点、加点合計：2 4 3 点）

2. 評価の手続き

(1) 一次評価

以下に示す評価基準を全て満たした提案書について、二次評価を行う。

- ① 概算見積額が予算（税込み）の範囲内である。
- ② 「評価項目一覧」における評価区分が必須の「提案要求事項」について、「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

注)「評価項目一覧」における評価区分が必須の「提案要求事項」について、記載又は添付がない場合、その応札者を不合格とする。

(2) 二次評価

一次評価の基準を全て満たした提案書について、項目「3. 評価項目の採点方法」に示す評価基準に基づき採点を行う。複数の者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して評価点を算出する。

3. 評価項目の採点方法

(1) 評価項目の得点構成

評価項目の得点は基礎点及び加点の二種類から構成されており、その合計にて提案要求事項の得点が決定される。基礎点の評価はそれぞれ 0 点又は満点とし、中間点は付さないものとする。加点の評価は、0 点から 1 5 点とする。（得点配分の上限を優先する。）（評価項目ごとの得点配分は「評価項目一覧」における「提案要求事項」と「得点配分」欄を参照）

(2) 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されており、各提案要求事項の基礎点の評価基準に沿って評価を行う。評価の際には、提案要求事項の要件を充

足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。

各提案要求事項の基礎点の評価基準点は、「評価項目一覧」における「提案要求事項」の「評価基準」欄に示している。

(3) 加点評価

加点は各提案要求事項の加点の評価基準に沿って評価を行う。評価の際には、提案要求事項の要件を充足している場合には、充足具合を踏まえ、得点配分を上限に、0点から15点が与えられる。充足していない場合は0点となる。

各提案要求事項の加点の評価基準は、「評価項目一覧」における「提案要求事項」の「評価基準」欄に示している。